

# 「保存期間中に廃棄も」

## 特定秘密 答弁書を閣議決定

安倍内閣は6日の閣議で、保存期間が30年未満の特定秘密について、保存期間満了前の廃棄を「秘密の保全上やむを得ない場合、政令などで保存期間前の廃棄を定めることは否定されない」とする答弁書を決定した。長妻昭衆院議員（民

主）の質問主意書に答えた。特定秘密は行政機関の長が指定する保存期間が終われば、公文書管理法に基づき首相の同意を得て廃棄される可能性がある。今回の答弁書は、保存期間が30年未満の秘密について、期間満了前であっても政府が定

める政令次第で廃棄される可能性を示したものだ。これまでの国会審議では、期間が30年以上の秘密については、安倍晋三首相が「すべて歴史公文書として国立公文書館などに移管されるよう運用基準に明記する」と答弁している。